

1. スクール・ニューディール

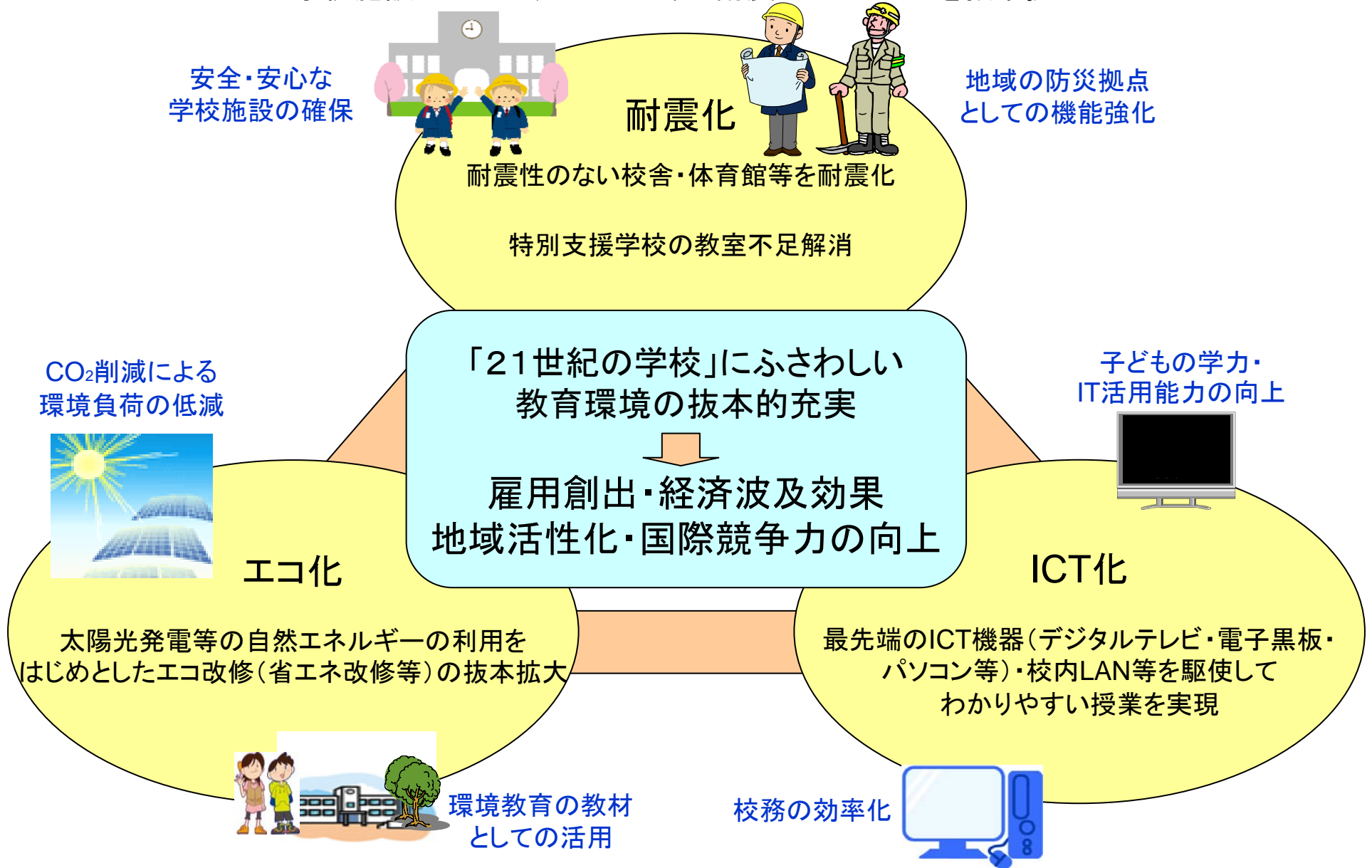
(1) 総括＋耐震化関係

学校施設における耐震・エコ・ICT化の推進

「スクール・ニューディール構想」

平成21年度補正予算(案)
国庫補助 4,881億円
※国庫補助金のほか、地方向け臨時
交付金により地方負担を大幅に軽減

学校施設について、以下のような耐震・エコ・ICT化を抜本拡大



「スクール・ニューディール」構想関係 平成21年度補正予算の概要

4,881億円

(1) 学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修の拡大

2,794億円

・公立学校施設

2,641億円

- ・公立小中学校耐震化(Is値0.3未満の予算措置を完結するとともに Is値0.3~0.5を中心に、Is値0.5以上も含め 約8,300棟)
※この他、特別支援学校、幼稚園の耐震化も推進
- ・公立小中学校の太陽光パネル(早期に現在の10倍となる1万2千校 設置を目指す)等エコ改修
(省エネ改修(二重サッシ・断熱材等)、校庭の芝生化、ビオトープ等)
- ・特別支援学校教室不足解消(2,800教室の不足解消)
※公立高等学校耐震化・太陽光パネルについて「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」で措置

・私立学校施設

153億円

- ・Is値0.3未満の建物を中心に、私立学校の耐震化を推進
- ・私立学校における太陽光パネル設置などのエコキャンパス事業を推進

(2) 学校ICT環境整備

2,087億円

①地上デジタルテレビ(電子黒板を含む)の整備

667億円

・公立学校等

647億円

- 〔 デジタルテレビ: 現在活用されているテレビをデジタルテレビに整備(43.5万台)(幼・小・中・高・特別支援学校、公民館)
電子黒板: 各学校 1台(小・中) など 〕

・私立学校

20億円

- ・デジタルテレビの整備等を推進

②学校のコンピュータ、校内LANの整備(公立学校)

1,420億円

- 〔 教育用・校務用コンピュータの整備(195.6万台)
校内LANの整備(17.2万室) 〕

公立小中学校の耐震化の推進

公立小中学校

・耐震化率 62.3%(H20.4.1現在)

今後、約4万8000棟の耐震化が必要

〔うち、地震により倒壊等の危険性が高い学校施設(Is値0.3未満) 約1万棟〕

このような現状を受け

Is値0.3未満(倒壊等の危険性高い)(約1万棟)の施設を優先して耐震化→平成20年～23年度までに耐震化を完了

地震防災対策特別措置法の改正等により講じた加速策(平成20年6月)

Is値0.3未満の施設の耐震化への国庫補助率の引き上げ、地方財政措置の拡充(補強補助率2/3、実質的な地方負担13.3%)

前倒しのための予算措置

約9,100棟分の予算措置
合計約5,100億円の関連予算
(19補正、20当初、20補正(1次・2次)、21当初)

公立小中学校

・平成21年度予算執行後の耐震化率 約72%(推計値)

今後、残り約3万6000棟の耐震化が必要

(うち Is値0.3未満 約1,500棟)

このような状況をふまえ

平成21年度補正予算

「経済危機対策」(平成21年4月政府・与党決定)

「スクール・ニューディール構想」の中で、

①Is値0.3未満の施設の耐震化に係る予算措置の完結(残り約1,500棟)

②Is値0.3以上の施設の耐震化の推進

③耐震化に併せたエコ改修の推進

④特別支援学校、幼稚園の耐震化及び特別支援学校の教室不足の解消についても推進

①、②合計約3万6000棟のうち8,300棟
について、耐震化のための予算措置

予算執行後の
耐震化率 約78%
(推計値)

私立学校施設の耐震化に対する支援

子どもたちを地震から守る学校づくり等防災対策として、地震防災対策特別措置法の改正も踏まえつつ、私立学校への財政上及び金融上の配慮を行う。

○耐震補強工事に対する補助

私立学校施設の防災機能を強化するため、耐震補強事業に対する補助を充実

(単位:百万円)

20年度予算額	21年度予算額	対前年度比較増△減額	備考
3,486	3,486 (平成21年度補正予算 10,186)	0	・高等学校等の補助率の引上げ [Is値0.3未満] 1/3 → 1/2 ・大学等 1/2(現行どおり)

※高等学校以下については、Is値0.3未満の私立学校施設の耐震補強事業に係る補助率を一律1/2まで充実

※補助率の嵩上げは平成22年度までの間とし、財政力の低い学校法人を優先して支援

(参考) 平成20年度補正予算

・第1次補正予算額 8,000百万円

・第2次補正予算額 2,000百万円

・高等学校等の補助率の引き上げ(Is値0.3未満)
 1/3→1/2
 ・大学等
 1/2(現行どおり)

○改築等の融資に係る利子助成

平成21～22年度に実施される日本私立学校振興・共済事業団の融資について、利子助成を充実することにより、法人負担率を現行より0.5%優遇

(単位:百万円)

前年度予算額	21年度予算額(案)	対前年度比較増△減額	備考
1,177	1,177	0	法人負担率の引下げ ・高等学校等 1.5% → 1.0% ・大学等 1.0% → 0.5%

Is値

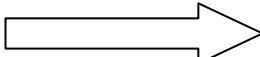
1. 概要

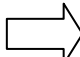
Is値とは、…「構造耐震指標」(Seismic Index of Structure)

⇒建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。

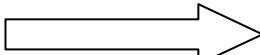
2. Is値の目安

※大規模な地震…震度6強以上の地震

0.3未満  大規模な地震※に対して倒壊または崩壊する危険性が高い

0.3以上～0.6未満  大規模な地震※に対して倒壊または崩壊する危険性がある

このうち、阪神淡路大震災においては、Is値0.5未満において倒壊の実例が見られた

0.6以上  大規模な地震※に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

(注)学校施設については、児童生徒の安全を特に考慮し、 $0.6 \leq Is < 0.7$ の建物についても、国庫補助の対象としている。

大規模な地震により倒壊の危険性の高い (Is値0.3未満)学校の耐震化(予算措置状況)

(注) 実際の事業実施は、翌年度に繰り越す場合があり、予算措置年度の末までに事業が完了するわけではない。

	当初計画	前倒し計画	国費
全体整備棟数	約10,000棟	約10,600棟 (平成20年4月1日現在推定値)	
<1年目> 平成19年度補正予算	約2,500棟	約2,500棟	1,138億円
平成20年度当初予算	約1,500棟	約1,500棟	1,150億円 の内数
<2年目> 平成20年度補正予算 1次補正	—	約2,600棟(1次)	1,139億円の内数
2次補正	—	約1,000棟(2次)	500億円の内数
平成21年度当初予算	約1,500棟	約1,500棟	1,150億円の内数
平成21年度補正予算	—	約1,500棟	1,830億円の内数
<3年目> 平成22年度予算	約1,500棟	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予算措置完了 (平成21年度) </div> 予算措置 3年前倒し	
<4年目> 平成23年度予算	約1,500棟		
<5年目> 平成24年度予算	約1,500棟		

予算措置完了
(平成24年度)

地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 予算要求額 1兆3790億円（平成21年度補正予算）

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：各地方公共団体の追加公共事業等（直轄及び補助）の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

4 用途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当（建設地方債対象事業に限る）

○地方単独事業

○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

5 参考

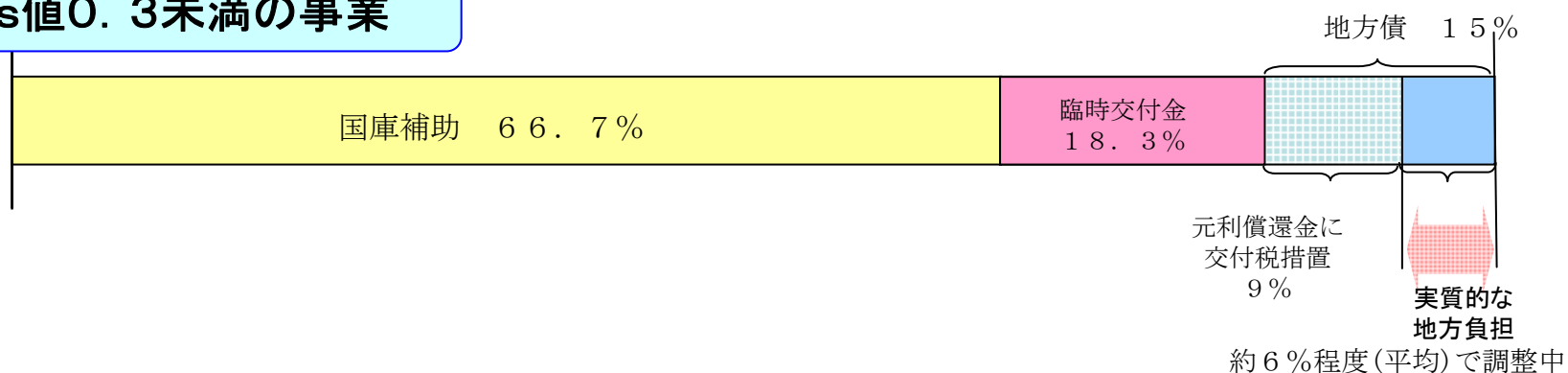
- ・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
- ・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

○公立学校施設の耐震化について

補強事業(平成21年度補正予算で行う場合)※小中学校の場合

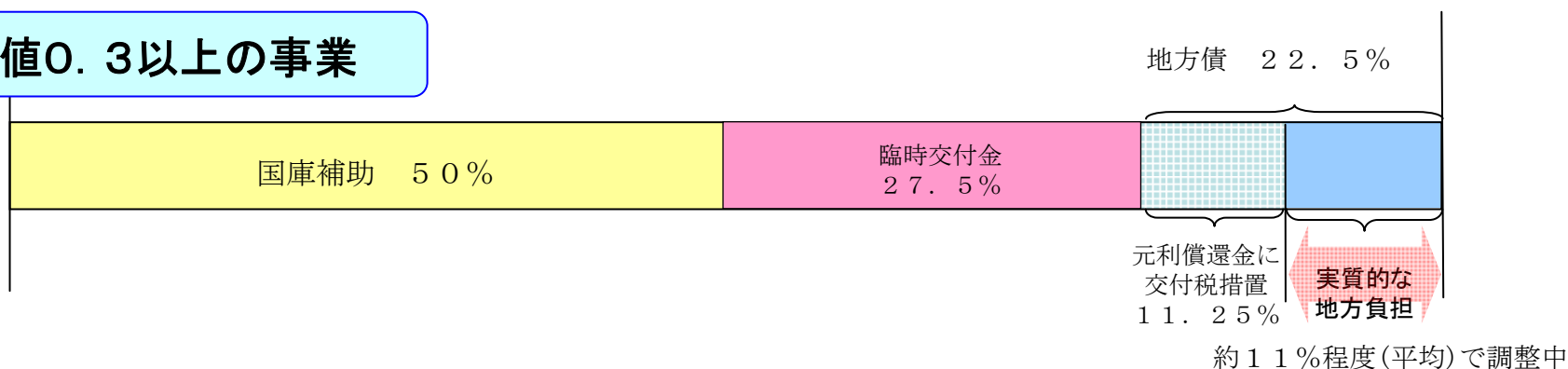
※地方負担分の55%に「地域活性化・公共投資臨時交付金」を充当する場合

Is値0.3未満の事業



国負担が2/3 → 国負担(国庫補助+臨時交付金)の平均を約85%程度とする方向で調整中

Is値0.3以上の事業



国負担が1/3 → 国負担(国庫補助+臨時交付金)の平均を約78%程度とする方向で調整中

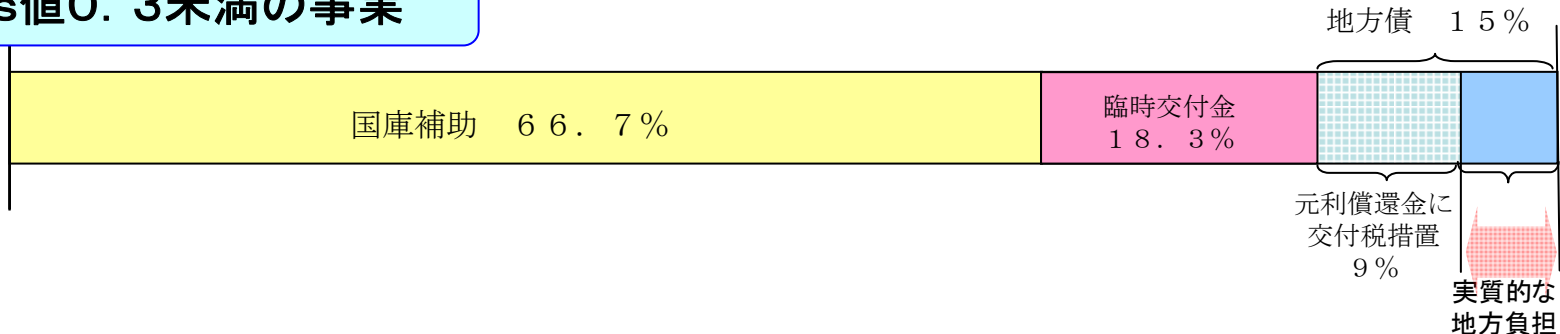
(注) 「実質的な地方負担」分については、すべて単位費用により措置される

○公立学校施設の耐震化について

補強事業(平成21年度補正予算で行う場合)※幼稚園・特別支援学校の場合

※地方負担分の55%に「地域活性化・公共投資臨時交付金」を充当する場合

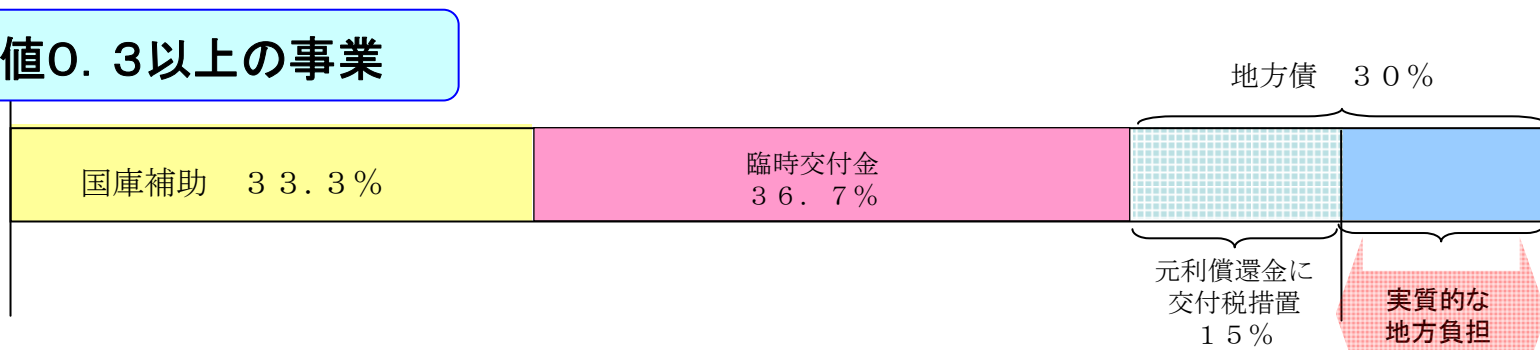
Is値0.3未満の事業



約6%程度(平均)で調整中

国負担が2/3 → 国負担(国庫補助+臨時交付金)の平均を約85%程度とする方向で調整中

Is値0.3以上の事業



約15%程度(平均)で調整中

国負担が1/3 → 国負担(国庫補助+臨時交付金)の平均を約70%程度とする方向で調整中

(注) 「実質的な地方負担」分については、すべて単位費用により措置される

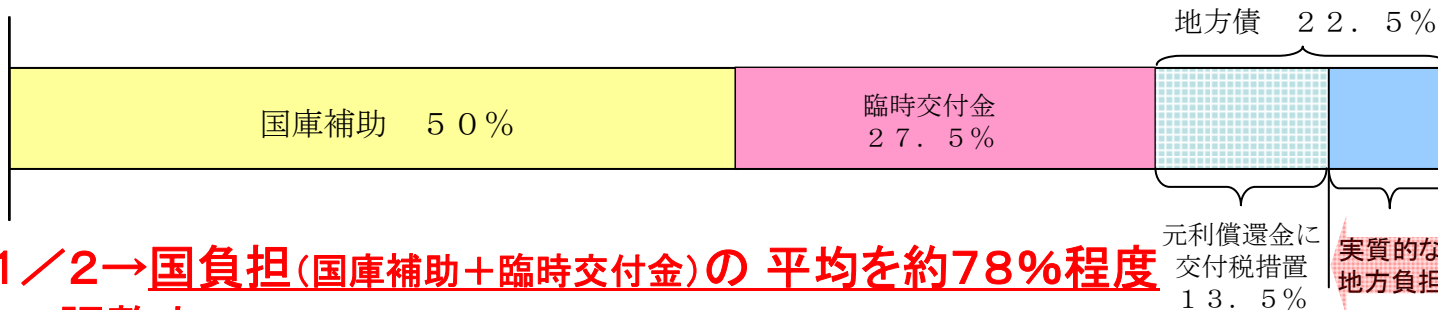
○公立学校施設の耐震化について

改築事業(平成21年度補正予算で行う場合)※小・中・特・幼共通

※地方負担分の55%に「地域活性化・公共投資臨時交付金」を充当する場合

Is値0.3未満の事業(補強が困難なもの)

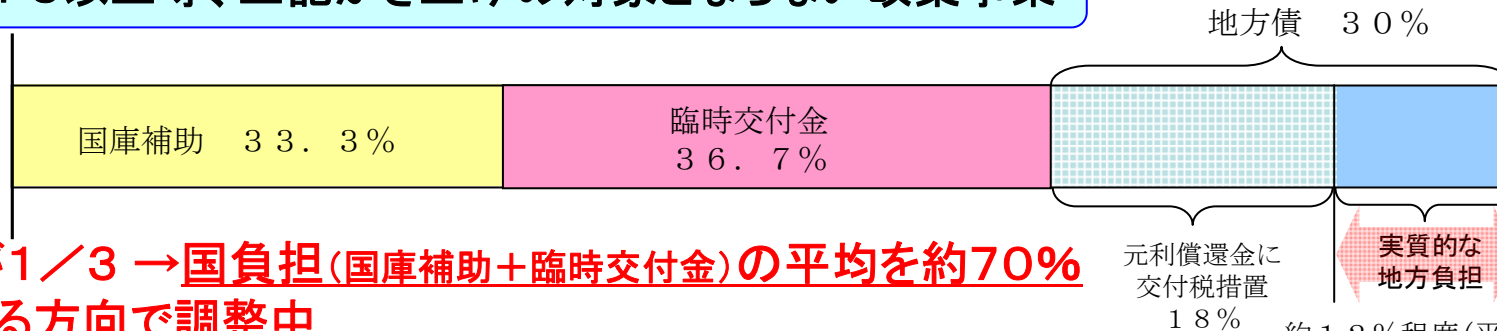
注. Is値0.3未満かつコンクリート強度等の問題で改築で対応せざるをえない建物に限り補助率1/2。
補強が可能なものや、Is値0.3以上の建物については補助率1/3。



国負担が1/2 → 国負担(国庫補助+臨時交付金)の平均を約78%程度とする方向で調整中

約9%程度(平均)で調整中

Is値0.3以上等、上記かさ上げの対象とならない改築事業



国負担が1/3 → 国負担(国庫補助+臨時交付金)の平均を約70%程度とする方向で調整中

約12%程度(平均)で調整中

(注) 「実質的な地方負担」分については、すべて単位費用により措置される

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 用途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

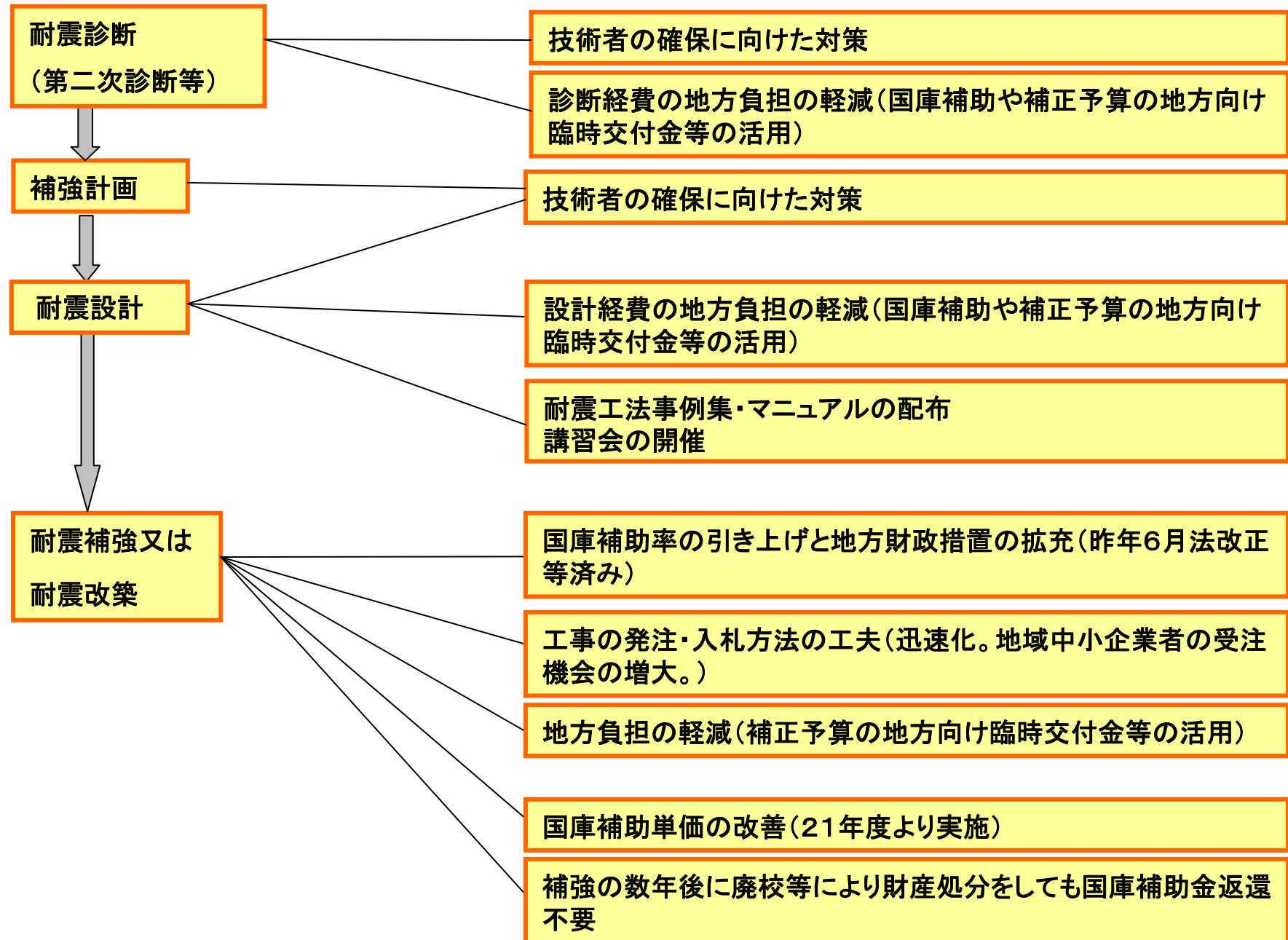
○地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用について

公立高等学校耐震化推進事業

公立高等学校施設、特にIs値0.3未満の施設の耐震化を推進するため、地方公共団体が実施する耐震化事業に要する費用に交付金を充当する。



学校耐震化の加速のための課題の解決について

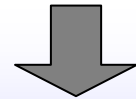


技術者の確保について

耐震化加速する際の課題

平成21年度に、

- ①耐震診断(第2次診断)等のピークを向かえる → 建築士事務所の確保
- ②耐震診断判定委員会の判定業務のピークを向かえる → 耐震診断判定委員会の確保



何も対策・対応しなかった場合

今後、技術者の確保が、現状よりさらに厳しくなる可能性が高い

技術者の確保状況

I. 建築士事務所の確保状況(平成20年12月時点)

現在、選定ができない事業が発生した設置者数:84設置者(4.5%※)

今後、選定に際して不安があると回答した設置者数:578設置者(31.2%※)

II. 耐震診断判定委員会の審査受付状況(平成20年12月時点)

現在、過密状態となっていると回答した設置者数:297設置者(16.0%※)

今後、審査受付に際して不安があると回答した設置者数:829設置者(44.7%※)

※印:耐震化を完了している設置者を含む全設置者に対する割合

対 策

建築士事務所確保に向けた対策

①耐震診断等を行う建築士事務所等の確保

域内に建築士事務所を確保できない場合には、域内のみならず、域外・都道府県外において確保していくことが必要である。

耐震診断等ができる建築士事務所に係る情報→ (財)日本建築防災協会ホームページ URL: <http://www.kenchikubosai.or.jp/seismic/jimusyo.html>

②発注プロセスの見直し

○発注時期については、建築士事務所の状況把握に努め、繁忙期をさける

○業務期間は、ゆとりをもって計画し、必要に応じて見直しを行う ○予定価格について、適切な額を設定する

○複数の耐震診断等をまとめて発注 ○耐震診断から補強計画、耐震設計まで一括発注

等

③その他

○講習会の開催(都道府県等が主催)[→国土交通省:「住宅・建築物安全ストック形成事業」の活用]

○文部科学省からの耐震補強のマニュアル

「学校施設の耐震補強マニュアル RC造校舎編、S造屋内運動場編」、「耐震補強工法事例集(平成20年3月)」

耐震診断判定委員会確保のための対策

○地域における耐震診断判定委員会に回数の増加や体制の強化等を要請

○他の地域にある耐震診断判定委員会を活用

耐震診断判定会の混雑状況に係る情報 → (財)日本建築防災協会 ホームページ

URL: <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/NetWork/nwindex/nwindex71.htm>

○耐震診断判定委員会の混雑状況は、概ね年度後半に集中する傾向にあることから、比較的余裕のある年度前半の期間に判定を実施

○設置者(市区町村等)や都道府県において、独自に耐震診断判定委員会を設置

○複数の耐震診断・補強計画をまとめて判定を実施 ○耐震診断から補強計画まで一括判定して、期間の短縮を図る

等

その他留意事項

○国・都道府県・市区町村等および教育委員会と建築指導部局等との連携

・市区町村等と都道府県、国との連携が重要 ・区町村等だけでなく、都道府県段階でも措置を講じていくことも重要

・教育委員会は、建築指導部局等と連携して取組を実施

上記の対策を講じても、都道府県段階で解決できない課題がある(予想される)場合は、速やかに文部科学省までご連絡をいただきたい。

(特に、前倒しを検討したが、耐震診断判定委員会の混雑が障害になる場合には前広にご相談いただきたい)

公立学校施設の財産処分手続の大幅な弾力化①

国庫補助を受けて建設された建物等を学校以外に転用したり、売却する場合は、原則として補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要。

根拠:『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第22条

問題点

- 遊休施設を有効活用できない
- 民間事業者による廃校校舎を有効活用した地域活性化ができない
- 廃校校舎の有効活用ができないため、学校統合の支障となる
- 数年後に学校統合や廃校の可能性があると、耐震補強や大規模改造が実施できない

財産処分手続の**大幅な弾力化**を図り、**ほとんどのケースにおいて国庫納付金を免除**

廃校校舎等の有効活用が図られるため、地域活性化、学校統合、耐震化等の推進に資する

公立学校施設の財産処分手続の大幅な弾力化②

以下の条件のいずれかを満たせば**国庫納付金を免除**（平成20年6月18日付け文教施設企画部長通知より）

国庫補助事業完了後**10年以上経過した建物等**を

- ①**無償**により転用・貸与・譲渡・取壊し（**相手先を問わない**）＜報告で可＞
- ②国庫納付金相当額以上を**学校施設整備のための基金**に積み立てた上で、民間事業者等へ**有償**により貸与・譲渡

国庫補助事業完了後**10年未満の建物等**を

- ①**耐震補強事業**又は**大規模改造事業**（石綿及びPCB対策工事に限る。）を実施した建物を**無償**により転用・貸与・譲渡・取壊し
- ②大規模改造事業（上記①を除く。）で、**国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行して**やむを得ず行う**無償**による転用・貸与・譲渡・取壊し
（（例）新增改築後10年以上経過していれば、同じ建物に対し、5年前に実施した大規模改造事業分についても国庫納付金免除）
- ③**地域再生計画、市町村合併により、学校統合等を行う場合に、無償**により転用・貸与等
- ④幼稚園園舎の一部等を**無償**により転用・貸与・譲渡し、保育所又は認可外保育施設を設置し、**認定こども園**となるもの。＜報告で可＞
- ⑤災害等により取壊し等 ＜報告で可＞

主な廃校活用事例

＜北海道利尻富士町＞ミネラルウォータープラント事業

地元民間事業者と行政が連携し、利尻島の伏流水をミネラルウォーターとして商品化するための工場として廃校校舎を活用している事例

旧学校名：利尻富士町立雄忠志内（おちゅうしない）小学校
（平成11年廃校）



＜徳島県上勝町＞上勝町営複合住宅

廃校校舎をU・Iターン者のための町営住宅として活用している事例

旧学校名：上勝町立福原小学校（平成11年廃校）



＜長崎県小値賀町＞野崎島自然学塾村

廃校となった分校の施設を、周囲の豊かな自然環境を活かした、自然体験のための拠点たる体験型宿泊施設として活用している事例

旧学校名：小値賀町立小値賀小学校野崎分校
小値賀町立小値賀中学校野崎分校
（昭和60年廃校）



地震防災対策特別措置法による 耐震診断の実施と診断結果の公表の義務付け

(1) 耐震診断の義務付け

公立小中学校等の建物（※）について、設置者である地方公共団体に対し、耐震診断の実施を義務付け

※小中学校等…公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部

※建物…校舎、屋内運動場、寄宿舎

○耐震診断の方法は第2次診断等、第1次診断、耐震化優先度調査のいずれか

(2) 耐震診断結果の公表の義務付け

(1) で行った耐震診断の結果について、設置者である地方公共団体に対し、建物（棟）ごとに公表を義務付け

○公表の方法 → 地域住民等が容易に情報を入手できるように配慮することが重要

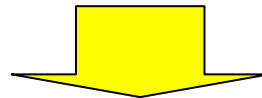
(例) ・各地方公共団体のホームページに掲載する

・各地方公共団体の事務所及び耐震診断を行った各学校施設等に備え置き、閲覧に供する

・各地方公共団体の広報に掲載する

・各種の住民説明会の場を利用する

など、積極的に情報を公開すること



○将来、改築や統廃合、用途廃止が行われる予定がある場合でも、現在、児童生徒が施設を利用している以上、法律を遵守する必要があるため、全ての施設について耐震診断を実施しなければならない！

○いずれ耐震補強等を実施する前に第二次診断等を行う予定であることから、現時点で耐震診断は不要であるという解釈は誤り！

○積極的に耐震診断の結果を公表し、地域住民の理解を得つつ、学校の耐震化についての意識を高め、耐震化の加速化を図ることが重要！